法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第95期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1 事業報告

業務の適正を確保するための体制及び 当該体制の運用状況の概要 ・・・1頁

2 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書・・・6頁連結注記表・・・7頁

3 計算書類

株主資本等変動計算書 個別注記表 ・・・16 頁

九州電力株式会社

上記の事項につきましては、法令及び定款第 16 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html)に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

[取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制をの他業務の適正を確保するための体制]

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務執行の法令・定款への適合及び会社業務の適正を確保するため、以下の体制を整備する。

1 取締役の職務執行の法令等への適合を確保するための体制

o 取締役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて随時開催し、予め定めた規程に則り、経営上の重要な事項について審議・決定する。また、取締役及び執行役員の職務執行を監督するため、職務の執行状況の報告を定期的に受ける。

取締役会の意思決定・監督機能の有効性について取締役会構成メンバーによる評価を定期的に行う。

o 取締役会は、その監督機能の有効性を高めるため、2名以上の社外取締役の 設置などにより、当社から独立した立場からの助言等を受ける。

取締役候補者の指名や報酬などに関して、社外取締役の適切な関与・助言を 得る。

- o 取締役会は、法令や企業倫理、社内規程等の遵守の徹底を図るため、社長執 行役員を委員長とし社外の有識者等を含めた「コンプライアンス委員会」を設 置し、公正な事業活動を推進する。
- o 取締役及び執行役員は、全ての事業活動の規範として定められた「九電グループ C S R 憲章」及びこれに基づく行動規範である「コンプライアンス行動指針」を率先して実践する。

特に、託送業務における公平・中立を確保するため、規定や組織・業務運営体制を整備し、従業員に周知・徹底する。

- o 取締役及び執行役員は、反社会的勢力からの不当要求に対して毅然とした態度で臨み、関係機関との連携や組織一体となった対応を図るなどして、これらの勢力との関係を遮断する。
- o 取締役会、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員は、監査 等委員会又は監査等委員が、適法性を欠くおそれのある事実、あるいは会社へ 著しい損害を与えるおそれのある事実等に対して勧告及び助言を行った場合は、 これを尊重する。

2 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

- o 取締役会議事録等の法令で定められた文書及びその他重要な意思決定に係る 文書については、社内規程に基づき、管理責任箇所を定め適正に保存・管理す る。
- o 職務執行に係る情報については、情報セキュリティに関する基本方針、規程 に基づき必要に応じたセキュリティの確保を図る。

3 リスク管理に関する体制

- o 経営に影響を与えるリスクについては、リスク管理に関する規程に基づき、 定期的にリスクの抽出、分類、評価を行い、全社大及び部門業務に係る重要な リスクを明確にする。
- o 各部門及び事業所は、明確にされた重要なリスク及び個別案件のリスク等への対応策を事業計画に織り込み、適切に管理する。
- o 複数の部門等に関わるリスク及び顕在化のおそれがある重大なリスクについては、関連する部門等で情報を共有したうえで、対応体制を明確にし、適切に対処する。
- o 特に、原子力については、社外の知見や意見等も踏まえ、幅広いリスクの把握に努めるとともに、取締役、執行役員等による情報の共有化を行い、継続的にその低減を図る。
- o これらのリスク等が顕在化し、非常災害や社会的信用を失墜させる事態、その他会社経営及び社会に重大な影響を与える事象が発生した場合に、これに迅速、的確に対応するため、予めその対応体制や手順等を規程に定めるとともに、定期的に訓練等を実施する。

4 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

- の 取締役会決定事項のうち予め協議を必要とする事項や、社長執行役員が会社の業務執行を統轄するにあたり重要な業務の実施に関する事項について協議するための組織として、「経営会議」を設置する。また、重要事項についての事前の審議・調整を行うための会議体を必要に応じて設置する。
- o 会社業務の執行にあたり、意思決定の迅速化と効率的な業務執行を図るため、「執行役員」を設置する。
- o 取締役会は、代表取締役及び執行役員の業務委嘱、業務担当等を定め、代表 取締役及び執行役員は、これに基づき業務の執行にあたる。
- o 取締役、執行役員及び従業員の適正かつ効率的な職務執行を確保するため、 「組織・権限規程」において、各部署の分掌事項、各職位の基本的役割と職務 及び権限等を定める。

5 従業員の職務執行の法令等への適合を確保するための体制

- (1) 法令等の遵守のための体制
- o 各部門等に「コンプライアンス責任者」を設置し、「コンプライアンス委員会」 において策定した基本的な方針や提言、審議した具体策等に従い、企業倫理・法 令等の遵守を推進する。
- o コンプライアンスの徹底を図るため、従業員に対する I T利用に伴うリスク 管理も含めた教育・研修等を行い、「九電グループ C S R 憲章」及び「コンプラ イアンス行動指針」の浸透と定着を図る。
- o 当社及びグループ会社の社員等からコンプライアンスに関する相談を受け付けるため、「コンプライアンス相談窓口」を社内、社外にそれぞれ設置し、相談者保護など、適切な運営を図る。
- o 財務報告に関する内部統制を適正に運用し、必要に応じて是正できる体制を 整備することによって、財務報告の信頼性確保を図る。

(2) 内部監査の体制

- o 業務運営の適正性と経営効率の向上等を図るため、業務執行に対し中立性を 持った内部監査組織を設置し、各部門・事業所における法令等の遵守や保安活 動に係る品質保証体制及び業務執行の状況等について監査する。
- o 原子力事業については、原子力に特化した内部監査組織を設置し、保安活動 に係る品質保証体制及びこれに基づく業務執行の状況等について監査する。
- o 送配電事業については、業務執行に対し中立性を持った内部監査組織を部門 内に設置し、送配電事業における法令等の遵守や保安活動に係る品質保証体制 及び業務執行の状況等について監査する。

6 企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- o 企業グループ全体の基本理念や経営方針等を共有し、グループ一体となった 経営を推進する。
- o グループの経営課題に対処するため、グループ会社にリスク等への対応策を 織り込んだ事業計画の策定や実績の報告を求めるとともに、当社の経営に重大 な影響を及ぼすおそれのある事項については、グループ会社との事前協議を行 う。
- o 企業グループの公正な事業活動を推進するため、グループ会社と一体となったコンプライアンス教育等を実施し、「九電グループCSR憲章」の周知・浸透を図るとともに、グループ各社において、行動指針の策定や内部通報窓口の設置等の促進を図る。
- o 企業グループ内における相互の緊密な情報連携のため、重要なグループ会社 で構成する各種会議体を設置するとともに、企業グループの情報ネットワーク の活用を図る。
- o 当社内部監査組織は、グループ会社に対し、必要に応じて監査を実施する。

7 監査等委員会の職務執行の実効性を確保するための体制

- (1) 監査等委員会を補助するスタッフの体制
- o 監査等委員会の職務を補助するため、専任の組織として「監査等委員会室」 を設置し、必要な人員を配置する。

(2) 監査等委員会スタッフの独立性を確保するための体制

- o 監査等委員会室に所属する従業員は、監査等委員会の指揮命令の下で職務を 執行する。
- o 監査等委員会室に所属する従業員の人事に関する事項については、監査等委員会と事前に協議する。

(3) 監査等委員会への報告に関する体制

取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び従業員は、監査等 委員会から重要な業務執行に関する事項の報告・説明を求められた場合は、これ に応じる。

グループ会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員は、当社監査等委員会から重要な業務執行に関する事項の報告・説明を求められた場合は、これに応じる。

- 取締役及び執行役員は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見 した場合は、速やかに監査等委員会に報告を行う。
 - グループ会社の取締役、執行役員及び監査役は、会社に重大な損害を与える おそれのある事実を発見した場合は、速やかに当社監査等委員会に報告を行う。
- o 取締役は、監査等委員会に上記の報告を行った者がそれにより不利な取扱い を受けないように適切に対応する。

(4) その他監査等委員会の監査の実効性を確保するための体制

- o 取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、監査等委員会からの「経営会議」等重要会議への出席要請に応じるとともに、重要文書の閲覧、その他監査業務の執行に必要な調査及び費用の確保に協力する。
- o 代表取締役及び内部監査部門は、監査等委員会と定期的に会合をもち、意見 交換等を行う。

「当該体制の運用状況の概要]

「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その 他業務の適正を確保するための体制」の整備・運用状況については、各部門における 自己評価及び内部監査部門による監査を行い、取締役会にて確認いたしました。当事 業年度における運用状況の概要については次のとおりであります。

- o 取締役会を、原則として毎月1回、また必要に応じて随時開催し、企業経営の重要事項の決定並びに業務の執行状況の監督を行っております(2018年度19回開催)。 なお、取締役会の意思決定・監督機能の有効性については、取締役会構成メンバーによる評価を定期的に行い、取締役会にて確認しております。
- o 独立性の高い社外取締役を5名選任し、その経験や知見から、取締役会等において議案審議等に必要な発言や助言を受けるなど、経営に対する監督機能の強化を図っております。
- o 「コンプライアンス委員会」を設置(2018年度2回開催)し、コンプライアンス 経営に関する提言や取組み状況のモニタリング等を行うとともに、「コンプライア ンス相談窓口」を設置、運営し、コンプライアンス経営を推進しております。
- o 送配電ネットワーク利用等に関する規定や組織・業務運営体制の整備などにより、 託送業務における公平性・透明性の確保、情報管理の徹底に努めております。
- o 情報の取扱いや情報セキュリティに関する規定及び管理体制を整備し、情報の適 正な保存・管理を行うとともに、必要に応じたセキュリティの確保を図っておりま す。
- o 非常災害等をはじめ事業全般における様々なリスクの抽出、評価を定期的に行い、 重要なリスクを明確にするとともに、対応策を事業計画に織り込むなど、リスク管 理の徹底を図っております。
- o 「経営会議」(2018 年度 38 回開催)及び各種会議体を設置し、企業経営上の重要 な意思決定に関する協議などを行っております。
- o 「組織・権限規程」など関係規定を整備するとともに、業務運営体制や責任と権 限を明確化し、適正かつ効率的な業務執行に努めております。

- o 財務報告に関する内部統制を適正に運用し、必要に応じて是正できる体制整備を 図るとともに、「財務報告開示委員会」を設置、運営し、財務報告の信頼性、適正 性の確保に努めております。
- o 平成 27~31 年度の5か年を対象とする「グループ中期経営方針」を策定し、グループ内の緊密な情報連携を図ることなどにより、持続的な成長を目指したグループー体となった経営を推進しております。
- o 業務執行に対し中立性を持った内部監査部門を設置し、法令等の遵守や業務執行 状況、保安活動に係る品質保証等に関する監査や必要に応じた提言を実施すること などにより、業務運営の適正性と経営効率の向上等を図っております。
- o 監査等委員会の職務を補助する専任組織として「監査等委員会室」を設置すると ともに、監査の計画立案、実施等において内部監査部門と緊密な連携を図ることな どにより、監査等委員会の監査の実効性、効率性を高めております。

連結株主資本等変動計算書

2018年4月1日から2019年3月31日まで

九州電力株式会社 (単位 百万円)

			株主資本				その化		diade #3 lds X	li de Vlase -dus		
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換算調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	非支配株主 持分	純資産 合計
当 連 結 会 計年 度 期 首 残 高	237,304	120,825	282,504	△ 668	639,966	4,369	△ 1,412	△ 1,905	△ 11,876	△ 10,825	24,822	653,963
当 連 結 会 計年 度 変 動 額												
非支配株主との 取引に係る親会 社 の 持 分 変 動		5			5							5
剰余金の配当			△ 15,349		△ 15,349							△ 15,349
親会社株主に帰属する当期純利益			30,970		30,970							30,970
自己株式の取得				△ 857	△ 857							△ 857
自己株式の処分		l		1	_							_
持分法適用会社 増加に伴う増加高			2,425		2,425							2,425
株主資本以外の項 目の当該連結会計 年度変動額(純額)						△ 278	△ 2,893	△ 1,677	△ 2,051	△ 6,900	991	△ 5,908
当 連 結 会 計年度変動額合計	_	5	18,046	△ 856	17,195	△ 278	△ 2,893	△ 1,677	△ 2,051	△ 6,900	991	11,286
当 連 結 会 計年 度 末 残 高	237,304	120,831	300,551	△ 1,524	657,162	4,090	△ 4,306	△ 3,582	△ 13,928	△ 17,726	25,814	665,250

(ご参考)

連結キャッシュ・フロー計算書の要旨

2018年4月1日から2019年3月31日まで

九州電力株式会社

(単位 百万円)

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	283,020
投資活動によるキャッシュ・フロー	△364,341
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 40,716
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,426
現 金 及 び 現 金 同 等 物 の 増 減 額	△120,611
現金及び現金同等物の期首残高	365,875
連結子会社の合併による現金及び現金同等物の増減額	9
現金及び現金同等物の期末残高	245,273

連 結 注 記 表

2018年4月1日から2019年3月31日まで

九州電力株式会社

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

- 1 連結の範囲に関する事項
- (1) 連結子会社の数 45社

主要な連結子会社の名称

株式会社キューデン・インターナショナル

株式会社QTnet

大分エル・エヌ・ジー株式会社

株式会社電気ビル

九電みらいエナジー株式会社

北九州エル・エヌ・ジー株式会社

串間ウインドヒル株式会社

ニシム電子工業株式会社

株式会社キャピタル・キューデン

九電テクノシステムズ株式会社

株式会社九電ハイテック

西日本空輸株式会社

西日本プラント工業株式会社

九州高圧コンクリート工業株式会社

九電産業株式会社

九電ビジネスソリューションズ株式会社

株式会社アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス

西日本技術開発株式会社

九雷不動産株式会社

九州メンテナンス株式会社

キューデン・インターナショナル・ネザランド

パシフィック・ホープ・シッピング・リミテッド

キュウシュウ・エレクトリック・オーストラリア社

キュウシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社

キューデン・サルーラ

九電新桃投資股份有限公司

キューデン・バーズボロー

キューデン・インターナショナル・クリーン

キューデン・インターナショナル・サウスフィールド・エナジー

連結の範囲の変更

連結子会社のうち、キューデン・インターナショナル・クリーン、キューデン・インターナショナル・サウスフィールド・エナジーの2社については、当連結会計年度において新たに設立したことにより、連結の範囲に含めている。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

鷲尾岳風力発電株式会社

キューデン・イリハン・ホールディング・コーポレーション

連結の範囲から除外した非連結子会社は、その総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の規模からみて、これらを連結の範囲から除いても連結計算書類に及ぼす影響に重要性が乏しい。

- 2 持分法の適用に関する事項
- (1) 持分法適用非連結子会社の数 12社

持分法適用関連会社の数 16社

主要な持分法適用会社の名称

戸畑共同火力株式会社

株式会社九電工 株式会社福岡クリーンエナジー

大分共同火力株式会社

株式会社キューヘン

誠新産業株式会社

福岡エアポートホールディングス株式会社

株式会社九建

キュウシュウ・トウホク・エンリッチメント・インベスティング社

エレクトリシダ・アギラ・デ・トゥクスパン社

エレクトリシダ・ソル・デ・トゥクスパン社

持分法の適用の範囲の変更

持分法適用会社のうち、福岡エアポートホールディングス株式会社、ライオン・パワー(2008) の2社については、前連結会計年度において持分法を適用しない関連会社であったが、重要性が増加したことにより、当連結会計年度から持分法適用の関連会社としている。前連結会計年度において持分法適用の非連結子会社であった株式会社九電シェアードビジネスについては、当連結会計年度において連結子会社である株式会社九電オフィスパートナー(現株式会社九電ビジネスパートナー)との合併により、持分法適用の対象から除外している。

(2) 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称等

日豪ウラン資源開発株式会社

新桃電力股份有限公司

持分法を適用していない関連会社は、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としてもその影響に重要性が乏しい。

(3) 他の会社等の議決権の20%以上、50%以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称等

株式会社エフ・オー・デー

株式会社福岡放送

株式会社博多ステーションビル

株式会社スリーイン

株式会社キューキエンジニアリング

以上の会社は、出資目的及び取引の状況などの実態から、重要な影響を与えることはできないため、関連会社に含めていない。

(4) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に 係る計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整 を行っている。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社は、キューデン・インターナショナル・ネザランド、キュウシュウ・エレクトリック・オーストラリア社、キュウシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社、キューデン・サルーラ、九電新桃投資股份有限公司、キューデン・バーズボロー、キューデン・インターナショナル・クリーン、キューデン・インターナショナル・サウスフィールド・エナジーであり、いずれも12月31日を決算日としている。連結計算書類の作成にあたっては、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。

- 4 会計方針に関する事項
- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ア 長期投資のうち有価証券

満期保有目的の債券は償却原価法によっている。

その他有価証券のうち時価のあるものは、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価 差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)、時価のない ものは移動平均法による原価法によっている。

イ たな制資産

おおむね総平均法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっている。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産はおおむね定率法によっている。

3) その他連結計算書類作成のための重要な事項

ア 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上 方法は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平 成20年3月31日)第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(平成元年 通商産業省令第30号)の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込 運転期間にわたり、定額法により計上する方法によっている。

ただし、エネルギー政策の変更等に伴って原子炉を廃止する場合の費用計上方法は、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法により計上する方法によっている。

イ 原子力廃止関連仮勘定に係る会計処理の方法

エネルギー政策の変更等に伴って原子炉を廃止する場合の会計処理の方法は、原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産(原子力特定資産を除く。)及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額(処分見込額を除く。)並びに当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料の再処理等の実施に要する費用及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上した上で、経済産業大臣の承認後、毎連結会計年度において、料金回収に応じて、営業費用に計上する方法によっている。

ウ 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する拠出金の計上方法 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使 用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」 (平成28年法律第40号、以下「改正法」という。) 第4条第1項に規定する拠出金を、原子 力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて営業費用に計上する方法によってい

また、2005年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異の未償却残高については、改正法附 則第6条第1項に基づき、2019年度まで毎連結会計年度均等額(7,581百万円)を拠出し、

「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」 (平成28年経済産業省令第94号) 附則第4条 に基づき、営業費用に計上することとしている。

なお、使用済燃料再処理機構に対する拠出金には改正法第2条に規定する使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれており、当該拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

エ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる 方法については、給付算定式基準によっている。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間 以内の一定の年数(主として5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結 会計年度から費用処理することとしている。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として5年)による定額法により費用処理している。

オ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

カ 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用している。

[表示方法の変更に関する注記]

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更している。

[連結貸借対照表に関する注記]

- 1 担保資産及び担保付債務
- (1) 当社の総財産は、社債及び株式会社日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

社債 1,284,500百万円

株式会社日本政策投資銀行からの借入金 257,482百万円

(2) 連結子会社の担保に供している資産

 その他の固定資産
 30,204百万円

 投資その他の資産
 25,418百万円

 現金及び預金
 6,567百万円

なお、連結子会社の担保に供している資産のうち一部の資産は、下記の(3)の担保付債務 以外に連結子会社等のデリバティブ取引(金利スワップ等)の担保に供されている。

(3) 連結子会社の担保付債務

長期借入金 (1年以内に返済すべき金額を含む)69,570百万円有形固定資産の減価償却累計額7,244,458百万円

3 たな知資産

商品及び製品 8,325百万円 仕掛品 9,691百万円 原材料及び貯蔵品 73,811百万円

4 保証債務

2

(1) 金融機関からの借入金に対する保証債務

日本原燃株式会社 86,875百万円 従業員 54,730百万円 エレクトリシダ・ソル・デ・トゥクスパン社 599百万円 大唐中日 (赤峰) 新能源有限公司 546百万円 宗像アスティ太陽光発電株式会社 379百万円

(2) 売電契約の履行に対する保証債務

エレクトリシダ・アギラ・デ・トゥクスパン社 1,120百万円 エレクトリシダ・ソル・デ・トゥクスパン社 1,120百万円

(3) 株式譲渡予約契約の履行に対する保証債務

福岡エアポートホールディングス株式会社 6,288百万円

5 渇水準備引当金は、会社法以外の法令の規定による引当金である。(電気事業法等の一部 を改正する法律(平成26年法律第72号)附則第16条第3項)

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 474, 183, 951株

A種優先株式 1,000株

2 剰余金の配当に関する事項

(1)	业 本 は 合 乳 左 庄 由 た 行 。	た剰余金の配当に関する事項
(1)	ヨ理稲芸訂午及甲に1)つ	に刑宗金の配ヨに関りる事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年 6 月27日 定時株主総会	普通株式	4, 739	10	2018年3月31日	2018年6月28日
2018年 6 月27日 定時株主総会	A種優先株式	1,750	1, 750, 000	2018年3月31日	2018年6月28日
2018年10月31日 取締役会	普通株式	7, 109	15	2018年9月30日	2018年11月30日
2018年10月31日 取締役会	A種優先株式	1,750	1, 750, 000	2018年9月30日	2018年11月30日

(注) 2018年10月31日取締役会決議による普通株式に係る配当金の総額には、「株式給付信託 (BBT)」に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金10百万円が含まれている。

(2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2019年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり付議する予定である。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年 6 月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	7, 109	15	2019年3月31日	2019年6月27日
2019年6月26日 定時株主総会	A種優先株式	利益剰余金	1,750	1, 750, 000	2019年3月31日	2019年6月27日

(注) 2019年6月26日定時株主総会決議による普通株式に係る配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金10百万円が含まれている。

[金融商品に関する注記]

1 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に設備資金、借入金返済及び社債償還資金に充当するため、必要な資金 (主に社債発行や銀行借入)を調達している。

長期投資のうち有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されているが、定期的に時価や発行会社の財務状況を把握している。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、当社は、特定小売供給約款等に従い、お客さまごとに期日及び残高を管理するとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っている。

当社グループは、外貨建社債については、通貨スワップ取引を利用することにより、為替変動リスクを低減することとしている。変動金利の金融負債については、必要に応じて金利スワップ取引を利用することにより、金利変動リスクを低減することとしている。燃料の輸入等に伴う外貨建債務については、必要に応じて通貨スワップ取引及び燃料価格スワップ取引等を利用することにより、為替変動リスク及び燃料価格変動リスクを低減することとしている。なお、これらの取引については、社内規程等に基づいて、執行箇所及び管理箇所を定めて実施しており、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的のための取引は行わない方針である。

2 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。 (単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
(1) 長期投資(*1)			
① 満期保有目的の債券	141	134	△ 6
② その他有価証券	7, 926	7, 926	_
(2) 現金及び預金	218, 236	218, 236	_
(3) 受取手形及び売掛金	228, 132	228, 132	
負債			
(4) 社債(*2)	1, 284, 497	1, 310, 896	26, 399
(5) 長期借入金(*2)	1, 823, 603	1, 866, 554	42, 951
(6) 短期借入金	115, 063	115, 063	_
(7) 支払手形及び買掛金	70, 270	70, 270	_
(8) 未払税金	20, 346	20, 346	
(9) デリバティブ取引(*3)	△ 5,002	△ 5,002	=

- (*1) 長期投資のうち、満期保有目的の債券及びその他有価証券を表示している。 なお、その他有価証券には、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含め ていない。((注2)参照)
- (*2) 社債、長期借入金には、1年以内に期限到来の固定負債をそれぞれ含めて表示している。
- (*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 長期投資

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引 金融機関から提示された価格等によっている。

(2) 現金及び預金、並びに(3) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(4) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっている。

(5) 長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。金利スワップの特例処理の対象とされた変動金利の長期借入金(下記(9)参照)については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。

- (6) 短期借入金、(7) 支払手形及び買掛金、並びに(8) 未払税金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額 によっている
- (9) デリバティブ取引

先物為替相場又は取引先金融機関から提示された価格によっている。金利スワップの特例 処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、 その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。(上記(5)参照)

(注2) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額66,747百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「上記(1)② その他有価証券」には含めていない。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額1,136円82銭1株当たり当期純利益58円05銭

(注)当社は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、「株式給付信託(BBT)」 に係る信託口が保有する当社株式を、期末自己株式数及び期中平均株式数の計算において控 除する自己株式に含めている。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は676,200株、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は450,800株である。

[重要な後発事象に関する注記]

1 優先株式の取得及び処分

また、上記一連の取引を行うため、本取締役会において、2019年6月26日開催予定の第95回定時株主総会(以下「本定時株主総会」という。)に、現行A種優先株式の内容の変更についての定款の一部変更(以下「本定款変更」という。)に係る議案及び新A種優先株式の割当に係る議案を付議すること、並びに同日開催予定の普通株主による種類株主総会及び現行A種優先株主による種類株主総会(以下「本種類株主総会」と総称する。)に本定款変更に係る議案を付議することを決議した。

なお、当社による現行A種優先株式の全部の取得の効力の発生は、本定時株主総会における本定 款変更に係る議案及び新A種優先株式の割当に係る議案の承認が得られること、並びに本種類株 主総会における本定款変更に係る議案の承認が得られることを条件としている。また、新A種優 先株式の割当は、当社による現行A種優先株式の全部の取得の効力が生じていること、本定時株 主総会における本定款変更に係る議案及び新A種優先株式の割当に係る議案の承認が得られること と、並びに本種類株主総会における本定款変更に係る議案の承認が得られることを条件としてい る。

(1) 優先株式の取得及び処分の理由

自己資本の安定性確保と優先配当金の負担軽減を図るため、現行A種優先株式の取得及び新A種優先株式の割当を行う。

(2) 取得に係る事項の内容

① 取得対象株式の種類 現行A種優先株式

② 取得株式数 1,000株

③ 取得価額 1株当たり100,843,836円

上記取得価額は、当社定款の定めに従って計算された価額となって

いる。

(基準価額算式)

1株当たりの金銭対価取得価額=1億円+累積未払A種優先配当金 +前事業年度未払A種優先配当金+当事業年度未払優先配当金額 なお、累積未払A種優先配当金及び前事業年度未払A種優先配当金 は存在しないため、それらの金額は零となっている。

④ 取得価額の総額 100,843,836,000円

⑤ 取得先 株式会社日本政策投資銀行

⑥ 取得予定日 2019年6月27日

(3) 処分に係る事項の内容

① 払込期日 2019年6月28日

② 処分株式数 新A種優先株式1,000株
 ③ 払込金額 1株につき100,000,000円
 ④ 払込金額の総額 100,000,000,000円

⑤ 優先配当金 1株につき2,100,000円 (ただし、2020年3月31日を基準日とする

剰余金の配当額は1,599,452円)

⑥ 処分の方法第三者割当の方法により割り当てる。⑦ 割当先株式会社みずほ銀行株式会社日本政策投資銀行400株

株式会社日本政策投資銀行 400株 株式会社三菱UFJ銀行 200株

⑧ 資金の使途 新A種優先株式の割当により調達する資金については、その全額を、

現行A種優先株式の取得資金に係る有利子負債の返済の一部に充当

する予定である。

(4) その他の重要な事項

新A種優先株式を保有する株主は、普通株主に対して優先して配当を受け取ることができる。 新A種優先株式を保有する株主は、株主総会において議決権を有さず、また、新A種優先株式に は普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権も付されていないため、普通株式に関する希薄 化は発生しない。

2 法的分離に伴う吸収分割契約締結

当社は、2019年4月26日開催の当社取締役会において、2020年4月1日(予定)に、当社が営む一般送配電事業及び離島における発電事業等を会社分割の方法により「九州電力送配電株式会社」(以下「承継会社」という。)に承継させることを決議し、同日、承継会社との間で吸収分割契約を締結した(以下、この会社分割を「本件吸収分割」という。)。

本件吸収分割の効力発生については、2019年6月26日開催予定の第95回定時株主総会において関連議案が承認可決されること及び関係官庁等から事業の遂行に必要な許認可等が得られることが前提条件となる。

(1) 本件吸収分割の背景・目的

わが国においては、「電力の安定供給の確保」「電気料金の抑制」「需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大」を目的として電力システム改革が進められており、その一環として、2015年6月の電気事業法改正により、送配電部門の中立性を一層確保する観点から、2020年4月に一般送配電事業者が小売電気事業や発電事業を行うことが原則禁止される「兼業規制による法的分離」が義務付けられている。

当社は、この法的分離に適切に対応し、九電グループの価値向上と競争力ある事業運営体制を構築する観点から、当社が営む一般送配電事業等を当社の完全子会社である九州電力送配電株式会社に承継させる吸収分割を実施する。

これにより当社は、発電事業及び小売電気事業を一体で担う事業持株会社として、お客さまのより豊かで快適な生活に資するエネルギーサービスをお届けするとともに、競争力を高め、更なる収益拡大を図っていく。

また、九州電力送配電株式会社は、公平性・透明性・中立性を一層高めるとともに、電力の安定供給と、保全・運用業務の効率化・高度化などによる経済性との両立により、お客さまからの信頼向上を目指していく。

こうした事業運営体制の構築を通じて、法的分離後も、当社と九州電力送配電株式会社が引き続き、エネルギー事業者としての責務を全うするとともに、九電グループ全体の価値の持続的な向上を目指していく。

(2) 本件吸収分割の要旨

① 本件吸収分割の日程

 吸収分割契約承認
 取締役会(当社)
 2019年4月26日

 吸収分割契約承認
 取締役決定(承継会社)
 2019年4月26日

 吸収分割契約締結
 2019年4月26日

 吸収分割契約承認
 定時株主総会(当社)
 2019年6月26日(予定)

 吸収分割契約承認
 臨時株主総会(承継会社)
 2019年6月26日(予定)

② 本件吸収分割の方式

吸収分割効力発生日

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である九州電力送配電株式会社を承継会社とする吸収分割である。

2020年4月1日 (予定)

③ 本件吸収分割に係る割当ての内容

本件吸収分割に際し、承継会社である九州電力送配電株式会社は、普通株式3,360万株を発行し、すべて当社に対して割当て交付する。

- ④ 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い 新株予約権付社債について、本件吸収分割による変更はない。なお、当社は新株予約権を発 行していない。
- ⑤ 本件吸収分割により増減する資本金 当社の資本金に変更はない。
- ⑥ 承継会社が承継する権利義務

九州電力送配電株式会社は、当社との間で締結した2019年4月26日付の吸収分割契約の定め に従い、当社が営む一般送配電事業、離島における発電事業及びこれらに付帯関連する事業 に関して有する権利義務を効力発生日に承継する。

なお、本件吸収分割による承継会社への債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとする。

また、当社の既存の公募社債に係る債務等については承継会社へ承継しない。

⑦ 債務履行の見込み

当社及び承継会社ともに、本件吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、現在のところ、本件吸収分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は想定されていないことから、本件吸収分割後における当社及び承継会社の債務履行の見込みについては、問題ないと判断している。

(3) 分割する事業部門の概要

① 分割する部門の事業内容

承継会社	分割する部門の事業内容
九州電力送配電株式会社	一般送配電事業、離島における発電事業及びこれらに付帯関連する 事業

② 分割する部門の経営成績(2019年3月期)

分割する部門の事業内容	分割対象事業の売上高	当社個別の売上高	比率
	(a)	(b)	(a/b)
一般送配電事業、離島における発電事業 及びこれらに付帯関連する事業	114,441百万円	1,867,152百万円	6. 1%

⁽注) 外部売上高を記載している。

③ 分割する資産、負債の項目及び金額(2019年3月31日現在)

資	産	負債				
項目	金額	項目	金額			
固定資産	1,729,924百万円	固定負債	38, 599百万円			
流動資産	115, 192百万円	流動負債	124, 548百万円			
合計	1,845,116百万円	合計	163, 147百万円			

⁽注) 上記各金額は、2019年3月31日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される金額は、 上記金額に効力発生日前日までの増減を加除した数値となる。

(4) 本件吸収分割後の当社の状況(2020年4月1日現在(予定))

	分割会社					
① 商号	九州電力株式会社					
② 所在地	福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号					
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘					
④ 事業内容	電気事業 等					
⑤ 資本金	237, 304百万円					
⑥ 決算期	3月31日					

(5) 本件吸収分割後の承継会社の状況(2020年4月1日現在(予定))

	承継会社
① 商号	九州電力送配電株式会社
② 所在地	福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 山﨑 尚
④ 事業内容	一般送配電事業、離島における発電事業及びこれらに付帯関連する事業
⑤ 資本金	20,000百万円
⑥ 決算期	3月31日

(6) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計 基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月 16日)に基づき、共通支配下の取引として処理する予定である。

[その他の注記]

1 原子力発電施設解体引当金に関する省令の改正

2018年4月1日に「原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令」(平成30年経済産業省令第17号)が施行され、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(平成元年通商産業省令第30号)が改正された。

従来、有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵期間を加えた期間にわたり、定額法により費用計上する方法によっていたが、この省令の改正により、同施行日以降は、見込運転期間にわたり定額法により費用計上する方法に変更した。

ただし、エネルギー政策の変更等に伴って原子炉を廃止する場合は、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上している。この結果、従来の方法と比べて、当連結会計年度の営業利益、当期経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ4,268百万円減少している。

また、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務の金額の算定に用いる支出までの見込み期間を、見込運転期間に安全貯蔵期間を加えた期間から運転開始後の期間を差し引いた残存年数から見込運転期間から運転開始後の期間を差し引いた残存年数に変更した。

この結果、従来の方法と比べて、当連結会計年度末の資産除去債務及び原子力発電設備に含まれる資産除去債務相当資産はそれぞれ26,082百万円増加している。

2 玄海原子力発電所2号機の廃止決定並びに電気事業会計規則に基づく原子力特定資産及び原子力 廃止関連仮勘定の承認について

当社は、2019年2月13日に玄海原子力発電所2号機の廃止を決定し、同日、「電気事業会計規則」 (昭和40年通商産業省令第57号) 第28条の2第2項及び第28条の3第2項に基づき、経済産業大臣に原子力特定資産承認申請書及び原子力廃止関連仮勘定承認申請書を提出し、同月27日に承認を受けた。

これに伴い、当該原子炉に係る原子力特定資産(原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転 のために保全が必要な固定資産のうち、原子炉の運転に伴い核燃料物質によって汚染されたもの 及び運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産)の帳簿価額8,495百万円を引き続き 原子力発電設備に計上している。

また、原子力廃止関連仮勘定簿価(原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産(原子力特定資産を除く。)及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額(処分見込額を除く。))12,174百万円及び原子力廃止関連費用相当額(当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料の再処理等の実施に要する費用及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額)15,064百万円を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上している。

3 玄海原子力発電所2号機の廃止決定並びに原子力発電施設解体引当金に関する省令に基づく総見 積額及び要引当額積立期間延長の承認について

当社は、2019年2月13日に玄海原子力発電所2号機の廃止を決定し、同日、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(平成元年通商産業省令第30号)第5条第1項に基づき、経済産業大臣に総見積額承認申請書を提出し、同月27日に承認を受けた。

同承認を受け、同月28日、同省令第5条第3項に基づき、経済産業大臣に要引当額積立期間延長 承認申請書を提出し、同年4月3日に承認を受けた。

これに伴い、承認を受けた総見積額から前連結会計年度までの引当額を控除した要引当額について、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上している。

4 業績連動型株式報酬制度の導入

当社は、2018年6月27日開催の第94回定時株主総会決議に基づき、当社の社外取締役でない取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員(以下、併せて「取締役等」という。)に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入している。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が「株式給付信託(BBT)」に係る信託口(以下「信託口」という。)を通じて取得され、取締役等に対し、当社が定める役員株式給付規程に従い、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」という。)が信託口を通じて給付される株式報酬制度である。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となる。

(2) 信託口に残存する自社の株式

信託口に残存する当社株式を、信託口における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上している。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は839百万円、株式数は676千株である。

5 連結計算書類の用語、様式及び作成方法については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13 号)に準拠し、「電気事業会計規則」に準じて作成している。

株主資本等変動計算書

2018年4月1日から 2019年3月31日まで

九州電力株式会社 (単位 百万円)

		株主資本									評価・換算 差額等	
			資本剰余金			利益東	制余金					6-t: 2/te- =\tau
	VA-1 . A		その他	次士		その他利	益剰余金	到光		株主資本	その他 有価証	純資産 合計
	資本金	資本 準備金	資本剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	海外投資等 損失準備金	繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計	自己株式	合計	券評価 差額金	
当事業年度期首残高	237,304	31,087	89,770	120,858	59,326	10	70,368	129,704	△ 441	487,427	1,347	488,774
当事業年度変動額												
海外投資等損失準備金の取崩し						△ 2	2			_		_
剰 余 金 の 配 当							△ 15,349	△ 15,349		△ 15,349		△ 15,349
当期純利益							23,425	23,425		23,425		23,425
自己株式の取得									△ 857	△ 857		△ 857
自己株式の処分			_						1	_		_
株主資本以外の項目の 当該事業年度変動額(純額)											△ 195	△ 195
当 事 業 年 度 変 動 額 合 計		_	_	_		Δ 2	8,078	8,076	△ 856	7,219	△ 195	7,024
当事業年度末残高	237,304	31,087	89,770	120,857	59,326	7	78,447	137,781	△ 1,297	494,646	1,152	495,799

個 別 注 記 表

2018年4月1日から2019年3月31日まで

九州電力株式会社

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

- 1 資産の評価基準及び評価方法
- (1) 長期投資及び関係会社長期投資のうち有価証券

満期保有目的の債券は償却原価法によっている。

子会社株式及び関連会社株式は移動平均法による原価法によっている。

その他有価証券のうち時価のあるものは、決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものは移動平均法による原価法によっている。

(2) 貯蔵品のうち燃料及び一般貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっている。

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法によっている。

3 引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務 及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方 法については、給付算定式基準によっている。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (5年)による定額法により費用処理している。

- 4 その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項
- (1) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用 計上方法は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 21号 平成20年3月31日)第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」 (平成元年通商産業省令第30号)の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を 発電設備の見込運転期間にわたり、定額法により計上する方法によっている。

ただし、エネルギー政策の変更等に伴って原子炉を廃止する場合の費用計上方法は、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法により計上する方法によっている。

(2) 原子力廃止関連仮勘定に係る会計処理の方法

エネルギー政策の変更等に伴って原子炉を廃止する場合の会計処理の方法は、原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産(原子力特定資産を除く。)及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額(処分見込額を除く。)並びに当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料の再処理等の実施に要する費用及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上した上で、経済産業大臣の承認後、毎事業年度において、料金回収に応じて、原子力廃止関連仮勘定償却費に計上する方法によっている。

(3) 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する拠出金の計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」(平成28年法律第40号、以下「改正法」という。)第4条第1項に規定する拠出金を、原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて使用済燃料再処理等拠出金費に計上する方法によっている。

また、2005年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異の未償却残高については、改正 法附則第6条第1項に基づき、2019年度まで毎事業年度均等額(7,581百万円)を拠出 し、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」(平成28年経済産業省令第94号)附 則第4条に基づき、使用済燃料再処理等拠出金費に計上することとしている。

なお、使用済燃料再処理機構に対する拠出金には改正法第2条に規定する使用済燃料の 再処理関連加工に係る拠出金が含まれており、当該拠出金については、使用済燃料再処 理関連加工仮勘定に計上している。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の計算書類における会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(6) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

[表示方法の変更に関する注記]

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日) を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延 税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更している。

[貸借対照表に関する注記]

补倩

1 当社の総財産は、社債及び株式会社日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

株式会社日本政策投資銀行からの借入金

1,284,600百万円 257,482百万円

- 2 有形固定資産の減価償却累計額 6,731,177百万円
- 3 保証債務
- (1) 金融機関からの借入金に対する保証債務

日本原燃株式会社	86,875百万円
キュウシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社	54,755百万円
従業員	54,729百万円
株式会社キューデン・グッドライフ福岡浄水	2,004百万円
長島ウインドヒル株式会社	1,100百万円
西日本電気鉄工株式会社	888百万円
エレクトリシダ・ソル・デ・トゥクスパン社	599百万円
大唐中日(赤峰)新能源有限公司	546百万円

(2) 売電契約の履行に対する保証債務

エレクトリシダ・アギラ・デ・トゥクスパン社 1,120百万円

エレクトリシダ・ソル・デ・トゥクスパン社 1,120百万円

(3) 株式譲渡予約契約の履行に対する保証債務

福岡エアポートホールディングス株式会社

6,288百万円

62百万円

4 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

長期金銭債権 57,765百万円

短期金銭債権 6,454百万円

長期金銭債務 4,027百万円

短期金銭債務 42,971百万円

5 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

ガス供給事業 他事業との共用固定資産の配賦額

6 掲水準備引当金は、会社法以外の法令の規定による引当金である。(電気事業法等の一部を 改正する法律(平成26年法律第72号) 附則第16条第3項)

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との営業取引による取引高の総額

費用 166,197百万円、収益 20,004百万円

関係会社との営業取引以外の取引による取引高の総額

3,947百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 909,498株

当事業年度の末日における自己株式(普通株式)には、「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する当社株式676,200株が含まれている。

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳(2019年3月31日現在)

	(単位:百万円)
繰延税金資産	
繰越欠損金	160, 399
減価償却限度超過額	45, 324
資産除去債務	29, 225
退職給付引当金	29, 054
その他	49, 157
繰延税金資産小計	313, 161
評価性引当額	△124, 893
繰延税金資産合計	188, 267
繰延税金負債	
資産除去債務相当資産	△ 10, 488
前払年金費用	△ 5,715
退職給付信託設定益	△ 5, 375
その他	△ 6,992
繰延税金負債合計	△ 28, 571
繰延税金資産の純額	159, 695

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

貸借対照表に計上した固定資産のほか、業務設備の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用している。

[関連当事者との取引に関する注記]

子会社及び関連会社等

種 類	会社等 の名称	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
	エレクトリッ ク・ウィートス	ウィートストーン LNGプロジェク トの鉱区権益・資 産保有、生産物引 取・販売	所有 間接 100.0	債務保証	債務保証 (*1)	54, 755	ı	1
関連 会社	株式会社 九電工	電気工事及び 電気通信工事等	所有 直接 22.5 間接 0.2	電気工事の 委託 役員の兼任	配電建設工 事の委託等 (*2)	37, 794 (*3)	関係会社 短期債務	3, 539 (*3)

- (*1) キュウシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社に対する債務保証は、 金融機関からの借入金に対して保証している。
- (*2) 取引条件及び取引条件の決定方針等 市況、原価等を勘案して適正価格で契約している。
- (*3) 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれている。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額 832円60銭1株当たり当期純利益 42円08銭

(注)当社は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、「株式給付信託 (BBT)」に係る信託口が保有する当社株式を、期末自己株式数及び期中平均株式数 の計算において控除する自己株式に含めている。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は676,200株、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は450,800株である。

[重要な後発事象に関する注記]

1 優先株式の取得及び処分

当社は、2019年4月22日開催の当社取締役会(以下「本取締役会」という。)において、当社定款第12条の7(金銭を対価とする取得条項)の規定に基づく現行A種優先株式(以下本定款変更(以下で定義する。)前の内容のA種優先株式を「現行A種優先株式」という。)の取得、株式会社みずほ銀行、株式会社日本政策投資銀行、株式会社三菱UFJ銀行に対して第三者割当による自己株式の処分により1,000億円の本定款変更後の内容のA種優先株式(以下「新A種優先株式」という。)を割り当てる(以下「新A種優先株式の割当」という。)ことを決議した。

また、上記一連の取引を行うため、本取締役会において、2019年6月26日開催予定の第95回定時株主総会(以下「本定時株主総会」という。)に、現行A種優先株式の内容の変更についての定款の一部変更(以下「本定款変更」という。)に係る議案及び新A種優先株式の割当に係る議案を付議すること、並びに同日開催予定の普通株主による種類株主総会及び現行A種優先株主による種類株主総会(以下「本種類株主総会」と総称する。)に本定款変更に係る議案を付議することを決議した。

なお、当社による現行A種優先株式の全部の取得の効力の発生は、本定時株主総会における本定款変更に係る議案及び新A種優先株式の割当に係る議案の承認が得られること、並びに本種類株主総会における本定款変更に係る議案の承認が得られることを条件としている。また、新A種優先株式の割当は、当社による現行A種優先株式の全部の取得の効力が生じていること、本定時株主総会における本定款変更に係る議案及び新A種優先株式の割当に係る議案の承認が得られること、並びに本種類株主総会における本定款変更に係る議案の承認が得られることを条件としている。

(1) 優先株式の取得及び処分の理由

自己資本の安定性確保と優先配当金の負担軽減を図るため、現行A種優先株式の取得及び新A種優先株式の割当を行う。

(2) 取得に係る事項の内容

① 取得対象株式の種類 現行A種優先株式

② 取得株式数 1,000株

③ 取得価額 1株当たり100,843,836円

上記取得価額は、当社定款の定めに従って計算された価額となっている。

(基準価額算式)

1 株当たりの金銭対価取得価額=1億円+累積未払A種優先配当金+前事業年度未払A種優先配当金+当事業年度未払優 先配当金額

なお、累積未払A種優先配当金及び前事業年度未払A種優先 配当金は存在しないため、それらの金額は零となっている。

④ 取得価額の総額 100,843,836,000円

⑤ 取得先 株式会社日本政策投資銀行

⑥ 取得予定日 2019年6月27日

(3) 処分に係る事項の内容

① 払込期日 2019年6月28日

② 処分株式数 新A種優先株式1,000株③ 払込金額 1株につき100,000,000円

④ 払込金額の総額 100,000,000,000円

⑤ 優先配当金 1株につき2,100,000円 (ただし、2020年3月31日を基準日

とする剰余金の配当額は1,599,452円)

⑥ 処分の方法 第三者割当の方法により割り当てる。

⑦ 割当先 株式会社みずほ銀行 400株

株式会社日本政策投資銀行 400株

株式会社三菱UFJ銀行 200株

⑧ 資金の使途 新A種優先株式の割当により調達する資金については、その

全額を、現行A種優先株式の取得資金に係る有利子負債の返

済の一部に充当する予定である。

(4) その他の重要な事項

新A種優先株式を保有する株主は、普通株主に対して優先して配当を受け取ることができる。

新A種優先株式を保有する株主は、株主総会において議決権を有さず、また、新A種優先株式には普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権も付されていないため、普通株式に関する希薄化は発生しない。

2 法的分離に伴う吸収分割契約締結

当社は、2019年4月26日開催の当社取締役会において、2020年4月1日(予定)に、当社が営む一般送配電事業及び離島における発電事業等を会社分割の方法により「九州電力送配電株式会社」(以下「承継会社」という。)に承継させることを決議し、同日、承継会社との間で吸収分割契約を締結した(以下、この会社分割を「本件吸収分割」という。)。本件吸収分割の効力発生については、2019年6月26日開催予定の第95回定時株主総会において関連議案が承認可決されること及び関係官庁等から事業の遂行に必要な許認可等が得られることが前提条件となる。

(1) 本件吸収分割の背景・目的

わが国においては、「電力の安定供給の確保」「電気料金の抑制」「需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大」を目的として電力システム改革が進められており、その一環として、2015年6月の電気事業法改正により、送配電部門の中立性を一層確保する観点から、2020年4月に一般送配電事業者が小売電気事業や発電事業を行うことが原則禁止される「兼業規制による法的分離」が義務付けられている。

当社は、この法的分離に適切に対応し、九電グループの価値向上と競争力ある事業運営体制を構築する観点から、当社が営む一般送配電事業等を当社の完全子会社である九州電力送配電株式会社に承継させる吸収分割を実施する。

これにより当社は、発電事業及び小売電気事業を一体で担う事業持株会社として、お客さまのより豊かで快適な生活に資するエネルギーサービスをお届けするとともに、競争力を高め、更なる収益拡大を図っていく。

また、九州電力送配電株式会社は、公平性・透明性・中立性を一層高めるとともに、電力の安定供給と、保全・運用業務の効率化・高度化などによる経済性との両立により、お客さまからの信頼向上を目指していく。

こうした事業運営体制の構築を通じて、法的分離後も、当社と九州電力送配電株式会社が 引き続き、エネルギー事業者としての責務を全うするとともに、九電グループ全体の価値 の持続的な向上を目指していく。

(2) 本件吸収分割の要旨

① 本件吸収分割の日程

 吸収分割契約承認
 取締役会(当社)
 2019年4月26日

 吸収分割契約承認
 取締役決定(承継会社)
 2019年4月26日

 吸収分割契約締結
 2019年4月26日

 吸収分割契約承認
 定時株主総会(当社)
 2019年6月26日(予定)

 吸収分割契約承認
 臨時株主総会(承継会社)
 2019年6月26日(予定)

 吸収分割効力発生日
 2020年4月1日(予定)

② 本件吸収分割の方式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である九州電力送配電株式会社を承継会社とする吸収分割である。

③ 本件吸収分割に係る割当ての内容

本件吸収分割に際し、承継会社である九州電力送配電株式会社は、普通株式3,360万株を発行し、すべて当社に対して割当て交付する。

- ④ 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い 新株予約権付社債について、本件吸収分割による変更はない。なお、当社は新株予約 権を発行していない。
- ⑤ 本件吸収分割により増減する資本金 当社の資本金に変更はない。
- ⑥ 承継会社が承継する権利義務

九州電力送配電株式会社は、当社との間で締結した2019年4月26日付の吸収分割契約の定めに従い、当社が営む一般送配電事業、離島における発電事業及びこれらに付帯関連する事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継する。

なお、本件吸収分割による承継会社への債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとする。

また、当社の既存の公募社債に係る債務等については承継会社へ承継しない。

⑦ 債務履行の見込み

当社及び承継会社ともに、本件吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、現在のところ、本件吸収分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は想定されていないことから、本件吸収分割後における当社及び承継会社の債務履行の見込みについては、問題ないと判断している。

(3) 分割する事業部門の概要

① 分割する部門の事業内容

承継会社	分割する部門の事業内容
九州電力送配電株式会社	一般送配電事業、離島における発電事業及びこれらに付帯関連する 事業

② 分割する部門の経営成績(2019年3月期)

分割する部門の事業内容	分割対象事業の売上高	当社個別の売上高	比率
	(a)	(b)	(a/b)
一般送配電事業、離島における発電事業 及びこれらに付帯関連する事業	114,441百万円	1,867,152百万円	6. 1%

(注) 外部売上高を記載している。

③ 分割する資産、負債の項目及び金額(2019年3月31日現在)

資産		負	債
項目	金額	項目	金額
固定資産	1,729,924百万円	固定負債	38,599百万円
流動資産	115, 192百万円	流動負債	124,548百万円
合計	1,845,116百万円	合計	163, 147百万円

⁽注) 上記各金額は、2019年3月31日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される金額は、 上記金額に効力発生日前日までの増減を加除した数値となる。

(4) 本件吸収分割後の当社の状況(2020年4月1日現在(予定))

	分割会社	
① 商号	九州電力株式会社	
② 所在地	福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘	
④ 事業内容	電気事業等	
⑤ 資本金	237,304百万円	
⑥ 決算期	3月31日	

(5) 本件吸収分割後の承継会社の状況(2020年4月1日現在(予定))

	承継会社
① 商号	九州電力送配電株式会社
② 所在地	福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 山﨑 尚
④ 事業内容	一般送配電事業、離島における発電事業及びこれらに付帯関連する事業
⑤ 資本金	20,000百万円
⑥ 決算期	3月31日

(6) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理する予定である。

[その他の注記]

1 原子力発電施設解体引当金に関する省令の改正

2018年4月1日に「原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令」 (平成30年経済産業省令第17号) が施行され、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」 (平成元年通商産業省令第30号) が改正された。

従来、有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵期間を加えた期間にわたり、定額法により費用計上する方法によっていたが、この省令の改正により、同施行日以降は、見込運転期間にわたり定額法により費用計上する方法に変更した。

ただし、エネルギー政策の変更等に伴って原子炉を廃止する場合は、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上している。

この結果、従来の方法と比べて、当事業年度の営業利益、当期経常利益及び税引前当期純 利益はそれぞれ4,268百万円減少している。

また、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務の金額の算定に用いる支出までの見込み期間を、見込運転期間に安全貯蔵期間を加えた期間から運転開始後の期間を差し引いた残存年数から見込運転期間から運転開始後の期間を差し引いた残存年数に変更した。この結果、従来の方法と比べて、当事業年度末の資産除去債務及び原子力発電設備に含まれる資産除去債務相当資産はそれぞれ26,082百万円増加している。

2 玄海原子力発電所2号機の廃止決定並びに電気事業会計規則に基づく原子力特定資産及び 原子力廃止関連仮勘定の承認について

当社は、2019年2月13日に玄海原子力発電所2号機の廃止を決定し、同日、「電気事業会計規則」(昭和40年通商産業省令第57号)第28条の2第2項及び第28条の3第2項に基づき、経済産業大臣に原子力特定資産承認申請書及び原子力廃止関連仮勘定承認申請書を提出し、同月27日に承認を受けた。

これに伴い、当該原子炉に係る原子力特定資産(原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産のうち、原子炉の運転に伴い核燃料物質によって汚染されたもの及び運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産)の帳簿価額8,495百万円を引き続き原子力発電設備に計上している。

また、原子力廃止関連仮勘定簿価(原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産(原子力特定資産を除く。)及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額(処分見込額を除く。))12,174百万円及び原子力廃止関連費用相当額(当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料の再処理等の実施に要する費用及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額)15,064百万円を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上している。

3 玄海原子力発電所2号機の廃止決定並びに原子力発電施設解体引当金に関する省令に基づく総見積額及び要引当額積立期間延長の承認について

当社は、2019年2月13日に玄海原子力発電所2号機の廃止を決定し、同日、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(平成元年通商産業省令第30号)第5条第1項に基づき、経済産業大臣に総見積額承認申請書を提出し、同月27日に承認を受けた。

同承認を受け、同月28日、同省令第5条第3項に基づき、経済産業大臣に要引当額積立期間延長承認申請書を提出し、同年4月3日に承認を受けた。

これに伴い、承認を受けた総見積額から前事業年度までの引当額を控除した要引当額について、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上している。

4 業績連動型株式報酬制度の導入

連結注記表「その他の注記(4 業績連動型株式報酬制度の導入)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。

5 電気事業会計規則の改正

電気事業会計規則が改正されたため、当事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等 変動計算書及び個別注記表は、改正後の電気事業会計規則に基づき作成している。